

第7期野尻湖水質保全計画策定支援業務 仕様書

1 目的

第7期野尻湖水質保全計画を策定するため、必要な水質予測や目標値を定めるとともに、長野県環境審議会に設置予定の専門委員会並びに地域懇談会(以下、「専門委員会等」という。)の資料作成や指摘に対する内容の検討、資料の調整を実施する。

また、総合的な湖の管理方針について検討し、関係機関との意見調整を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月26日(水)までとする。

3 打合せ協議

受託者は、業務開始時、中間時(専門委員会の事前及び事後)、業務完了時において委託者と業務の実施状況等について計8回程度の打合せを行うものとする。打合せの方法はWeb会議システム又は対面よりを行うものとし、1回2時間程度とする。なお、業務開始時には事業実施計画案及びスケジュール案を委託者に提出すること。

また、上記のほか、契約書、仕様書、その他委託者の指示等に応じて、本業務の実施に係るスケジュール管理や進捗状況など必要な報告を行うこと。

なお、専門委員会は7月、9月及び11月に開催することを想定している。

4 業務内容

4.1 第7期野尻湖水質保全計画策定

(1) 第6期野尻湖水質保全計画の水質保全対策の状況把握

ア 野尻湖の水質変動状況及び汚濁負荷量並びに水質保全対策の実施状況の把握

- ・COD(75%値、年平均値)、全窒素(年平均値)、全りん(年平均値)、透明度の状況を把握

- ・令和5年度の汚濁負荷量の把握

なお、令和元年度から令和4年度の汚濁負荷量は、委託者が提供するものとする。

イ 負荷削減効果の検証

第6期野尻湖水質保全計画の水質保全対策として取り組んできた施策等の取りまとめ、結果の検証

(2) 第7期野尻湖水質保全計画における負荷削減計画の検討

ア 目標案の検討

イ 負荷削減対策の検討

ウ 将来(令和10年度)の汚濁負荷量の算定

(3) 水質改善効果の予測(シミュレーションモデル実施)

ア 令和5年度汚濁負荷量を用いた現況再現計算

イ 将来(令和10年度)汚濁負荷量を用いた将来水質濃度の計算

- (4) 専門委員会等の対応
 - ア 専門委員会等に必要となる資料作成及び印刷
 - イ 専門委員会等の資料説明
 - ウ 専門委員会の運営
 - エ 専門委員会の日程調整及び委員への事前資料送付
 - オ 専門委員会の議事録作成
 - カ 専門委員会等の意見・質問等への対応
- (5) パブリックコメントの対応
 - パブリックコメントの意見等に対する回答案作成
- (6) 第7期野尻湖水質保全計画案の作成
 - 専門委員会等やパブリックコメントの結果を踏まえた計画案の作成
- (7) 信濃町、国との協議
 - ア 信濃町（以下、「町」という。）へ意見聴取のための資料作成
 - イ 国土交通省（河川管理者）及び環境省との協議用資料の作成
- (8) その他
 - 委託者の指示により第7期野尻湖水質保全計画策定に係る必要な事項

4.2 総合的な湖の管理方針検討

- (1) 既往水質保全計画の評価
 - これまでの野尻湖水質保全計画に定められた事業の評価を行う。
 - また、野尻湖の水質の推移や利水の状況等を踏まえ、更なる水質改善に当たっての課題を整理する。特に、COD（化学的酸素要求量）が減少しない要因として考えられている難分解性有機物についての知見整理も行う。
- (2) 関係機関との協議
 - ア 町及び水域利用者（漁業者）への意見聴取のための資料作成、説明、意見・質問等への対応
 - イ 国土交通省（河川管理者）及び環境省との協議用資料の作成、意見・質問等への対応
- (3) 総合的な湖の管理方針の検討
 - 野尻湖水質保全計画に掲げる長期ビジョンについて、その実現に当たっての課題等を関係機関（信濃町、水域利用者（漁業関係者）等）からの意見を基に整理した上で、総合的な湖の管理方針案を示す。

5 業務報告書（紙媒体 12 部及び電子データを収納した DVD-R 3 式）

業務報告書は、野尻湖水質保全計画策定に係る経過や専門委員会等での検討内容及び回答を盛り込み、骨子案、素案、計画案の策定プロセス及び結果が分かる内容とする。また、構成については、環境省に協議を行う資料とすることを踏まえたものとし、事前に委託者と協議の上決定するものとする。その際、文献等の内容を引用する場合は出典を明らかにすること。

なお、ヒアリングの詳細な内容及び参考文献等のデータについては、資料編としてまとめることもできる。

6 結果の取扱い

- (1) 本業務の実施により得られた知見については、全て委託者の所有とし、受託者は委託者の承認を受けずに、他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (2) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、委託者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得すること。
- (3) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意すること。
- (4) 成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。

第7期野尻湖水質保全計画策定支援業務に係わる留意事項

仕様書 4.1 に基づく第7期野尻湖水質保全計画策定 (3) 水質改善効果の予測 (シミュレーションモデル実施) に係る留意事項等は以下のとおり。

1 業務目的及び概要

第7期水質保全計画策定に当たっては、現況における野尻湖の水質及び流域内において公共用水域に排出される汚濁負荷量を把握するとともに、人口、産業等の動向を勘案して将来における汚濁負荷量の推移を推計し、これに伴う野尻湖の水質への影響を予測する必要がある。

2 シミュレーションモデル更新に係ること

業務委託における水質シミュレーション予測では、平成30年度に業務委託 (いであ株式会社) により構築した既存の水質シミュレーションモデル (令和元年度 (平成31年度) に更新) を活用し、最新のデータに更新の上、実測値との比較により再現性を再検証するとともに、必要に応じモデルの改良、パラメータの調整を行い精度の向上を図り、将来水質予測を行うこととする。

また、水質予測モデルの更新に必要な基礎情報 (入力データ用の基礎データ) のうち、委託者から提供が困難なデータについては、受託者あてに必要な対応を行う。

なお、委託者は、受託者に現行水質シミュレーションモデルに係る以下の資料等を提供する。

- ・モデル(システム) インストール DVD-R 又は CD-R
- ・操作説明書 (A4 版) 紙媒体 1 部又は電子データ
- ・業務報告書 (A4 版) 紙媒体 1 部又は電子データ